

令和2年度 第16回運営協議会会議録

日時：令和2年5月11日（月）午後2時～

場所：天理市役所 5階 533A会議室

出席者 10名

管理者：すみません、コロナ対策等で大変お忙しいところご参集いただきまして、本当にありがとうございます。又、先程来申し上げておりますけれども、ちょっと感染症対策の関係で消防署から急遽、会場をこちらに変更させていただきました。ご理解をいただけたらと思いますけれども、先般の運営協議会の方でマテリアルの施設については一旦仕切り直しというような事をさせていただきましたが、その後の工程について検討させていただいておりますのと、後今回、臨時議会を開催させていただきますけれども、エネルギーの方については無事に最優秀提案者を公表させていただいたという事で、本日はその辺りのご報告と共に補正予算案等々についてもご審議をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

局長：ありがとうございました。それでは会議に入ります前に3月18日と4月1日の人事異動に伴いまして職員の紹介をさせていただきたいと思えます。まず、広域組合事務局 山村 徹也 次長でございます。

次 長：山村でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

局長：続きまして、[REDACTED]を退職され、天理市に採用されまして組合に派遣されました、樺田 輝生 施設建設課長でございます。

課 長：樺田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

局長：そして天理市から派遣されました、松田壮平 施設建設係長でございます。

松係長：松田です。宜しくお願いします。

局長：そして奈良県から天理市に出向して、広域組合に派遣されました、施設建設係 太田有 亮 主査でございます。

主 査：太田でございます。宜しくお願いします。

局長：以上でございます。宜しくお願い申し上げます。それでは資料のご確認をお願いしたいと思えます。まず初めに会議次第、落札者の決定について、マテリアルリサイクル推進施設の工程表について、次に議案一覧表、そして予算書(案)(第1号)、周辺地区環境整備基金の積立方法の変更についての資料でございます。漏れ落ちはございませんでしょうか。

ないようでしたら、まず、議案に入ります前に、報告事項から、事務局の方から説明をさせていただきます。まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設における最優秀提案者の決定についてという事で、事務局から説明します。

松係長：それではご説明させていただきます。報告事項といたしまして2点となります。1点目といたしまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る事業の落札者の決定でございます。4月27日に公表させていただきました通り、本事業の落札者は[REDACTED]に決定し、予定価格消費税込441億4,682万2,500円のところ、落札金額は消費税込で426億300万円でございます。本事業費は後にご説明いたします補正予算に編成させていただきます。今後の予定といたしまして、5月中に基本協定の締結、5月臨時議会後の6月上旬に事業契約の仮契約の締結、7月開催の臨時議会議決をもって本契約といたします。施設建設に係る事業工程につきまして、当初計画の通り令和6年2月からの稼働を目標に推し進めて参ります。又、本日会場内にて展示させていただいております施設完成予想外観パース、今、管理者の隣にあるものなんですけれども、これにつきまして委員の皆様にも同様のものを後日お届けさせていただこうと考えております。もしご不要の委員の方がおられましたら、本会議終了後に事務局にお申し付け下さいますようお願い致します。

管理者：これともう1枚なかったでしたっけ。

局長：あります。持ってきましょか。後、落札結果について色々ございますけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

管理者：ですから入札落ちの金額がいくらになるんでしたっけ。

局長：14億。

管理者：14億程でしたかね。

局長：落札率が96.5%。

管理者：まあ不落ではなかったのがよしとさせていただければと思いますが。結果的に1社でありましたので、こういう形であります。それと以前、議会の方でも参加要件についてご質問をいただいた事がありましたけれども、その直後に天理市の方も副市長を始め、委託をさせていただいて、どういう経過で入札参加要件等整理したのかという報告書を纏めましたので、今回4月27日に公表する時にその報告書もそのまま全部ホームページに掲載をいたしました。結構詳細に我々が公平公正にこの運営協議会も含めてやらせていただいた経緯の所、全て明らかにしておりますので、又何かこの1社という所の答えについて、市議会、或いは町村議会の方でご質問があった際には、そちらをご案内いただけたらと思います、宜しくお願いします。

局長：それでは続きまして、入札一旦中止をいたしましたマテリアルリサイクル推進施設の今後の工程について事務局より説明を申し上げます。

松係長：ご説明させていただきます。本来であればエネルギー回収型廃棄物処理施設と同様に落札事業者が決定している予定ではありましたが、県が家屋倒壊等氾濫想定区域、河岸浸食の公表を行う事となり、マテリアルリサイクル推進施設の計画を見直す必要が生じ、今現在入札執行を中止しております。計画見直しによる工程につきまして、配布しております工程表の通り、令和3年1月に事業者の入札公告、同年9月に事業者を決定し、同年12月末に事業者と本計画を目標に推し進めて参ります。又、計画見直しに伴い、現在契約しております発注支援業務委託の変更がございます。本業務は5月29日を期限に契約しておりましたが、マテリアルリサイクル推進施設の計画見直しにより、再度、要求水準書から作成する必要があり、引き続き受託者である[REDACTED]と履行期限延期を行う為の業務委託費を増額として補正予算に編成させていただきます。最後にマテリアルリサイクル推進施設事業用地に隣接する民家1軒につきまして、先程申し上げました河岸浸食の影響により施設建設位置を当初計画位置より南に配置変更を行う必要が生じています。隣接する民家の移転を依頼する可能性がある事から、その移転費用算定等に伴う業務を用地調査等業務委託として補正予算に編成させていただこうと考えております。以上でございます。

局長：只今の説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

管理者：実質的には1年4、5カ月くらいの倒れですよ。ですから去年の8月に議決をいただいた債務負担行為の議決が今年の12月になるという事なんで、全体がそのぐらい。あれ1月でしたっけ。債務負担行為の議決自体は12月ですね。だから1年4カ月。契約の選定の部分でみたら1年5カ月になって、大体その間ぐらいでございます。後はですから、その焼却施設の建設よりも少しはこっちの方が短いかなあというところでありましたので、その間どのぐらい間を詰めていけるかっていうような事になりますので、できるだけ詰まってくればありがたいなというふうには思っております。後、一旦コンサルの方から聞いておるのでは、入るのはもう入るっていう事ですよ。

松係長：はい、そうです。計画見直しによって、その中で河岸浸食のラインをかわした状態で配置は可能という事なので。

管理者：ですので、河岸浸食で大分議論をいただきましたけれども、そのラインを避ける事によって、あそこが事業が出来ない場所になるという事は少なくともないと。ただし、南の方に移転させる事によって、どのぐらい浸食ラインからセットバックできるのかというのは結構難しい判断でありまして、実際には札を入れる事業者がどういった形で提案してくるかによっても変わってくるわけなんですけども、一般論からすれば南に住宅がある状態なのと、そこに住宅がなくて極力道に近い所まで使えるかどうかという事で、前提条件とし

ては大分変わってくるだろうと。或いは出して来る所にしても出してきやすいだろうという所からすると、まだ、私共地権者の方には全く当たっておりません。何の接触もしてないんですけども、今日、皆様方がまずは打診をしてみてもいいんじゃないかというところでご理解をいただければ、ちょっと一度私共の方から接触をもってみたいなというふうに思っておるんですけども、その点は如何でしょうか。

■■■■：今、管理者の方、事務担の方からも大体1年4カ月程度ずれ込むだろうという説明を聞かせていただいております。それでその民家の例えば買収にかかった時に、補償であるとか移転地であるとかそういう事を考えたらこの1年4カ月で収まると。

管理者：あのそこがですね、凄く手こずるようだったら結局あんまりそこで時間を浪費するわけにはいかないというふうに思っておりますんで、何とか入らなくはないわけですから、その見切りは必要だと思っております。実際には建設するまでには大分まだ間がありますよね、設計とかもあるから、だからまずその詰めの協議の時間帯があるかなと思っております。その家の方が何が何でも頑張るって自分はそこに居たいという方というよりは、以前その方がこの焼却施設の方の地番地の区長の親族でして、その区長を通じて、うちだけ残されたら困るから買ってくれと、昔言ってきた事があるんですけども、その時にはむしろこちらの方が事業地はもう確保できていて買わせていただく理由も特段ないので、ちょっとそれは難しいというふうにこちらの方から言っていたという経緯がありますので、基本的には地権者も条件面が合えば前向きなのかなというふうには思っております。その区長自身も今回のマテの方の敷地借りている地権者でもあつたりしますので、ですから我々としてはただその地元の有力な人だけに、その人の利益になるようにやったというような誤解を将来的に受けしてしまうのだけは避けたいなという事で、大分慎重に意思決定をしてきているという事でありまして、ちょっと当たってみた感じで、これは大分揉めそうだなれば今仰ったように1年4カ月より今それをいかに縮めるかという事を我々考えておりますので、返って延びてまでという事ではないと思っております。ですから、今リサイクルごみに関してはこないだの議論させていただいた積替施設等の影響を受けられるのが、■■■■の方のやつになるんですよ。ちょっとこの部分よく調整をしていかないと思っておりますけれども、如何でしょうか、今、この1年4カ月くらいという事で、もうちょっと詰まるとは思います。

■■■■：あの、大丈夫ですので。

■■■■：この前ね、配置図なんか見せてもらおうとみんな同じ考え方やと思うんやけど、あれがあつていいというような感じで誰も受け取ってないと思いますわ。ない方がやっぱり形的にもスッキリするし、いいという事が我々も十分理解してるので、相手が応じてくれるのであれば、急いで交渉に入らせていただいてもいいのかなと。ただ、問題は価格の問題やねん。とんでもない価格を示されるんやったらやっぱり説明責任としては、なかなか難しい部分もあるのかなと思うんで。

管理者：鑑定でいける範囲を一步もこれは超える事はできないと思ってるので、それを何か裁量でやってしまうと確実に訴えられて負けると思っておりますから、そこは慎重にやらないといかんと思っております。

：そういう事で相手が了解いただけるんやったらね、それで進めていただいても私は結構です。

管理者：如何ですか、何かご意見とか。

：いやもうそれしかないんちゃいますか。だから今、町長言うたように条件面どこで折り合うかやな。

管理者：我々も関西大学の先生の所に本件でも又行かせていただいて、どういう方法あるでしょうっていう事で断層に引き続いてご相談に行ってますね、方法としては地盤改良だとか色々あるよっていう薬剤を注入するとかっていうような事も仰っていただいたんですけども、どれをやるにしてもその範囲ですけども、相当の規模になると、結構そっちも予算が掛かってくる事になるかなと思うので、そこからしてもできるだけ合理的な判断になれたらと思っております。そしたら又今の部分ですね、議事録はちゃんとつけさせていただきます、皆様方と共有させていただく形にいたしますので宜しくお願いします。

局長：それともう1点だけ、当初、施設の中で組合が使うものと天理市が使うものを都市計画決定を打ってるんですけども、南へ寄る事によって区分ができないので、全体を都市計画決定を打った中に全てが収まるような計画にしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

管理者：ですから、あのそこは県の方と協議をいたしまして、天理市で使わせていただく分もまとめて大丈夫だという事でありましたんで、仕切り直しでございます。一旦、地代の部分は今まで都市計画決定を打った割合で予算上調整させていただいておりますけれども、一定しばらくの間はそのままの割合でやらせていただいて、最終こういう配置になりますっていうのが決まって、もし大きなずれが出たときには、改めてそこで調整させてもらおうと思っておりますので宜しくお願いします。

局長：それでは以上につきましてはよろしいでしょうか。それでは議事に入りたいと思います。管理者、議事進行をお願いします。

管理者：はい、それでは議事を進めていきたいと思っております。まず議事の1番目といたしまして、5月25日に開催予定しております臨時議会についてでございますので、事務局の方からまず説明をお願いします。

寺係長：はい、そしたらお手元にお配りしております資料、令和2年第1回山辺・県北西部広域

環境衛生組合議会臨時会議案一覧表をご覧くださいませでしょうか。まず選挙案といたしまして組合議会の議長及び副議長の選挙案を提出させていただきます。続きまして同意案といたしまして、議会選出の監査委員の選任についての同意案を提出いたします。建制順となっている事から今年度は[]選出の議員の方をお願いしたいと考えております。続きまして同じく同意案でございますが、公平委員会の委員の選任についての同意案2号から4号を提出いたします。公平委員につきましては、現在の委員であります[]委員、[]委員、[]委員の3名に引き続きお願いさせていただき考えをしております。次に予算案といたしまして、令和2年度一般会計補正予算（第1号）を提出いたします。詳細につきましては後程ご説明させていただきます。最後に承認案といたしまして平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布された事に伴いまして、本組合の条例であります山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員に関する条例の一部改正を行っております。こちらを令和2年3月2日付けで専決処分によって行っている事から承認案として提出をさせていただこうというふうに考えております。議案につきましては以上になります。なお正式な議案につきましては各市町村選出議員の皆様への議案説明を明日から回らせていただこうと考えておりまして、その際に各市町村長の皆様用の議案につきまして、秘書担当の方にお預けさせていただきますので、宜しく願いいたします。以上です。

管理者：はい、今ご説明した議案について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。ちなみに全協で私の方から一応、今日の報告事項の落札者の決定の部分と、あともう既に説明それぞれの市町村でいただいているところですが、マテリアルの経緯についてもご説明しようと思っておりますので宜しく願いを致します。では次に議事の2番目でございます、令和2年度の一般会計補正予算案について事務局から説明をお願いします。

寺係長：そうしましたら続きまして議事の2、令和2年度一般会計補正予算（案）についての説明をさせていただきます。お手元にお配りさせていただいております令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）をご覧くださいませでしょうか。上の方からですが、令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ798万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,247万5千円と定めるものでございます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものでございます。それでは歳入からご説明申し上げます。2ページをご覧くださいませでしょうか。上の方から1 歳入、1款 分担金及び負担金、1項 負担金、補正前の額3億5,156万9千円、補正額268万7千円の減、補正後の額は3億4,888万2千円となります。続きまして2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額2,588万7千円、補正額529万8千円の減、補正後の額は2,058万9千円となり、歳入合計が補正

前の額3億8,046万円、補正額798万5千円の減、補正後の合計額は3億7,247万5千円でございます。続きまして、歳出についてのご説明を申し上げますので、3ページをご覧ください。2 歳出、3款 事業費、1項 清掃費、補正前の額1億1,457万7千円、補正額798万5千円の減、補正後の額1億659万2千円となり、歳出合計が補正前の額3億8,046万円、補正額798万5千円の減、補正後の合計額が3億7,247万5千円でございます。詳細につきましてご説明申し上げますので、6ページをご覧くださいませでしょうか。3款 事業費、1項 清掃費、1目 焼却費、補正前の額5,312万2千円、補正額970万7千円で、この金額につきましてはエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事に伴います設計施工監理業務委託料の増額分でございます。補正後の額が6,282万9千円でございます。続きまして、2目 粗大・リサイクル費、補正前の額6,145万5千円、補正額1,769万2千円の減で、この金額につきましては、マテリアルリサイクル推進施設建設事業が一旦中止となったことに伴います設計施工監理業務委託料の減額、又新施設設備等発注支援業務の工期延長による変更契約に伴う委託料の増額、用地調査業務委託料の増額等によるものでございます。補正後の額は4,376万3千円となり、事業費歳出合計額が補正前の額1億1,457万7千円、補正額798万5千円の減、補正後の合計額は1億659万2千円でございます。続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げますので7ページをご覧ください。第2表 債務負担行為事項、新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）についてご説明いたします。期間は事業全体が令和3年度から令和30年度で、内訳といたしまして建設事業が令和3年度から令和5年度、運営・維持管理事業が令和5年度から令和30年度で、限度額は事業全体が426億300万円で、内訳といたしまして建設事業が241億1,750万円、運営事業が184億8,550万円でございます。次に、新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）建設に伴います設計施工監理業務委託についてご説明いたします。期間につきましては事業全体が令和3年度から令和5年度で限度額は2億4,673万円でございます。次に、新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）建設に伴います新施設整備等発注支援業務委託についてご説明いたします。期間につきましては、令和3年度で限度額は284万7千円でございます。以上で令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

管理者：はい、今ご説明させていただきました補正予算（案）ではありますが、何か皆様からご質問等ございますでしょうか。

■■■■：よろしいでしょうか。焼却の設計施工監理業務委託料は増額した理由等教えて下さい。

松係長：ご回答させていただきます。増額になった理由なんですけども、当初はエネルギーとマテリアルが同時進行という形で一括して監理していただくという形で予算を編成させていただきましたが、今回、マテリアルリサイクル推進施設の事業計画の見直しによりまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設の単独での先行しての施工監理業務委託というのものが発生する事になりました。当初2つを一括で発注する場合、重複箇所でも費用低減可能な内容があったんですけども、それらの費用低減も見込めなくなった為に今回ちょっと増額と

いう形になっております。

管理者：だからもう別の事業者によっていただかざるを得ないという事ですね。だから1つの所がやる分にはそれで纏められたものが、どうしても増えてしまったという事でございます。よろしいでしょうか。後臨時議会の時にも同じような質問あるかもしれないんで、最初の説明の中にしっかりそれを含めるようにいたしましょう。その他何かご質問ございますでしょうか、よろしいですか。そしたらこの補正予算（案）、臨時議会の方に諮らせていただきます、宜しく申し上げます。続きまして議事3のその他の事項でありますけれども、ちょっとこちら私の方から説明をさせていただきます。11億円という事で周辺地区環境整備基金を今積み立てていただいているところでございまして、今5年間の積立の3年が終わってるんですけど、3年終わってるんですね、はい。という状況なんですけれども、今それを地元の方で、きちんと執行いただく為の要綱等も整理をさせていただいているところでございます。ただ、ここで1つの問題というか、以前、運営協議会の場でも少し申し上げた事があるんですけども、地元の自治会が自治会館を造りたいとか、そういう事については特に問題なく出せるんですけども、例えば、学校の施設の一部を何とかしてもらえないとか、或いは市道の部分とか、後々、市の管理に類するようなものについて、本来、本市の中の優先順位というのは決して高くはないので、とても予算をつけられないというようなものについても、場合によってこちらの方を要望するという事が、ちょっと会話の中で大いにあり得る感じでございます。ただそこにおいて、後々、天理市に帰属してしまう、或いは天理市が本来、公共事業でやらなければいけないものにこの基金から充ててしまいますと、地方財政法の中で他の自治体の事業について公金を転化してしまうという部分、つまり■■■■に天理市がやらないといけない事業についてお金を出していただくみたいな形になって、ちょっとこれが引っ掛かってしまうと。実際に■■■■、■■■■の案件でも訴訟が1個起きてるんですね。ただ、それはその時には事業と不可分の通行に必要な道路だったというような事で、判決は勝っておられるんですけども、よっぽどそういう整理ができないと難しいという事の中、ちょっと今回積み立て方法を変えられないかというのが本市の議会の方から出て参りました。特に組合議会の方に選出されております本市の議長と経済産業委員長なんですけれども、やはり公共事業に類するものとか、市の将来的に管理になるようなものに一切使えないっていうふうになると、非常に地元としては使い勝手が悪いと。この11億を今積み立てていってるところでございます。この内ごみ量割合でやっておりますんで、大体天理市の負担分が30%前後ぐらいで推移をしている状況でございます。これを弁護士にも確認をしたんですけども、ちょっとこの部分を別途の天理市の基金に出来ないだろうかという事でございます。なので9市町村の負担額というのは全然変わらないわけなんですけれども、概ね7対3にした場合に、一旦今まで本市から積み立てさせていただいている分がこんぐらい積み上がりした後なんですけれども、それを一度、組合の方から天理市に返還をしていただいて、天理市の方でもこの3に金額で相当する部分というのは地元の振興基金の天理市版という別のお財布を持たせていただいて、速やかに立ち上げていくと。組合として持つておく分については、この7のままで元々それぞれの市町村が負担いただく分のままでいこうと。ただそうなりますと今まで協定書と条例を作っておりますんで、その改定は必要にはなって参ります。これを何でこんな事にする

っていう事の中で、別の施設としてちょっと扱おうと後がなかなか整理が難しいようなものだったり、そもそも学校そのものとか、道路自体とか、或いは堰堤だとか、後々公共になってくるようなものが混じってきたら、このBの部分はまずこっちから充てていこう、Bがそんなに数がなくてAがいっぱい出てきて、Aだけ積み上げてこれで足らんやないかと、こっちまだ余ってるじゃないかという話になったらこれは別に勿論こちらからも充てるんですけど、この7の部分は残念ながらBには充てられないと。こちらはAでもBでもどっちでもいいけどという形になります。

局長：本来、組合で持っている場合は行政が行うべき事業に充てられないという事もありますんで、天理市の分を独自で基金として持つておれば、天理市の行政として行うべき仕事に使えと。用途を広くする為にこういう形を取らせていただければと思っているわけですけども。

管理者：だから仮に本来色んな要望を集めてきた時に、これAが多過ぎたから70%で足りないんで皆さんに積み増して下さいと、そういう議論にはならないという事でご理解いただけたらと思うんですけども。

：逆にBの方が多かった場合はどのように出せばいいんですか。

管理者：それはですね、もうお断りするしかない状況でございます。じゃないと出元が9市町村の皆様からのものになってくると、これは法律上ハードルを越えられないという形になりますので、もしその時に本市に財源があつて、もうどうしてもそうじゃないとしないと治まらなかつたら、この基金とは別途の事業として考えていくっていう可能性は財政状況からしたら厳しい事は厳しいですけどもゼロではないですが、ただ、基本的には後々天理市に帰属するような天理市が本来やるべき事業に使える部分っていうのはこの30%の枠だけですよという形でこれから要綱と一緒に説明をしようと思っておりますので。もう後は今それぞれの自治会に割り当てるお金だとかいっぱい整理しないといけなことがございます。その中で使い道の部分で説明をしていこうと思う、ただこっちの部分が何も絶対ダメです、全部AしかダメでBっていうのは出してきても絶対いけませんっていう話になると、ちょっと使える幅が狭くなり過ぎて、そういう声が本市の議会の方にもいきまして、提案があつたという事でございます。

：それだけの基金積めたらいいけどな。お金の問題やね、最後。

管理者：まあでも今もう丸3年分は積み上がっておりますんで。

：逆にその地元との協議において、天理市独自の案件ばかりで共通となるような事業が出てこないってなった時は。

管理者：共通というかですね、要は地元が自治会館を建てたいっていうパターンですね、それは

かと言いますと、結局、天理市の方で別途のお財布を持ちますと少なくともこの10分の3の部分というのは、いわゆる市の公共事業に類するようなものに使っても、整理上は天理市の財源の中のもの为天理市の事業に使われるだけなんで、できてくると。すなわち地元の皆さんにしてみれば、今まではですからダメです、この目的には使えませんと言っていたものが、全体の10分の3ぐらいにはなるわけなんですけども、使える幅が広がってくると。これをぜひ可能にして欲しいというお話しでございます。具体的に地元から要望があがったりして議会も相談を受けてらっしゃるやつでは、**■■■■**というエリアがここの地元、地域になっておりますけれども、そこでやっている学校と地域の絆作り事業みたいなもので、じゃあ学校の中にそういう設備だったりとか施設が出来ないかだとか、まだ本決まりじゃないんですけど、例えばそういう議論が起きてきている。或いはうちの公民館の敷地の中に別途地元の皆さんが集会とかで使えるような建物を建てて欲しいっていうのがあるんですけども、これも今のままでしたら市の敷地の上に全く違うものが出ていう事になると、敷地も又分けないといけなかったりして、なかなか難しいという回答をしておったんですけども、これでいけば枠の範囲の中で納まる分には、まあいけるかなというふうには思っております。なのでご理解いただきたいのは、これによって積み立てる金額そのものは何も変わらないと。それぞれの市町村にご負担いただく分っていうのも変わらないと。ただ、組合として持つ分からすると割合としては小さくなり、一部今、既に天理市が拠出させていただいてる分については、一部この分を天理市側の予算に戻させていただくという部分が生じて参ります。ここの部分、先程も申し上げたように協定をちゃんともういっぺん組み直して、条例も上げていかないといけないので、ちょっと皆様方のご理解がなければとても私共単独では出来ないという事で、今日、お諮りをさせていただいております。説明が分かりにくかったかもしれませんが、如何でございましょうか。言っている事の主旨は大体お分かりいただけましたでしょうか。

■■■■：それちょっと管理者からは例出してね、その基金やから周辺整備的な、地元の自治会や周辺から、例えば集会施設建てて欲しいという要望が出てきたら、組合側としては周辺の整備という事やからオッケーという事になると。まあ土地の問題と上物の問題とあるやろうけど、その場合、天理市を除いて本来は別に天理市が建ててやりはってもええわけですよんか。

管理者：それはこっちの方からになります。

■■■■：せやから我々としては今例えば仮にですよ、建築で1億やと。その分の7割分はこの組合の基金から出すと。

管理者：そうではなくて、その案件毎に地元要望が色々出てくるとしたら、その中で純粋に地元事業、後々の帰属も地元のまま、管理も全部地元っていうようなものが、例えばAグループの案件が出てきたら、これは全部こちらの方からその枠の範囲である限りにおいては払っていかうと。ところがこの中に上物はともかく、そもそも建ってる場所が天理市の公共の天理市の保有地であるとか、天理市の公民館の一角だとか、結局その可分不可分とか

こっちで全く問題ないわけです。だからむしろ逆にあんまり自分らの自治会だけじゃなく地域全体の為にみたい、そういう意見が出てきた時にはこっちのBを使わざるを得ないという。だからほんとに地元の自治会でこの基金を取りたいが為に、別途立てられた自治会とかもありまして、そういう所は初めから地域の為に使う気満々なんで、わざわざBのケースにしようとかって殊勝な事は言っていない、地元自分のところで使う気満々の所はAタイプになるわけで。ただどうしてもやっぱりそれだけじゃなくて、要はもうちょっと地域の子供達の為とか地域の高齢者全体の為になる部分はないのかっていう話になってきた場合には、結局どこの自治会の為にボンっていうよりも、少し公共事業に近付きがちであるという事でございます。そこからすると幾分かの割合はそれぞれ持たせていただいた方がよりやり易いのはやり易いのです。

■■■■：地元との交渉、天理市でやっていただいて、Aの部分で見込んでいたのにBの部分の横に除けた事による地元の不満というのは出てこないんですか。

管理者：まだ、ですから今の段階では各自治会毎にどれだけの限度額にするのかっていう所ですら決着がついていない状況でございます、みんなですからその限度額が決まっていないので具体的な案件の積み上げの所まで行けてないんです。なのでまず我々の方から要綱と使える範囲という所を早く示せと。そうじゃないと自分らは考えようがないじゃないかと言ってるような段階で実はまだ止まってしまっておりますので、早くこちらの方からこうですっていう事を言ってですね、その範囲で考えてもらうっていう形にもっていきたく思っております。ですので、これで各市町村に申し上げる時に、実は勝手にこれが3じゃなくて2にしているとか1にしているとかっていうと、いやいや天理市だけこれズルしてるんちゃうんかっていう話になると思うんですけども、こちらの方の整理ができましたら、速やかにこちらで本来本市が出させていただく金額に見合う基金の設立というのはやらせていただいて、それをきちんと供用させていただく中で、ただ、まずは今11億円をごみ量割合でっていうふうに言っております総額をこの天理市の負担分を抜いた形にしないといけないのと、9市町村でごみ量で按分するっていう形に書き換えをしないといけないのと、この分の本市が既に積み上げている分を一旦組合の方から天理市の会計の方に戻さないといけないと、そういった作業が生じてくるという事ですね。ですので、方向性がまずご理解いただけましたら、実際に協定とあと条例の改正案の方を示させていただいて、それでお諮りをしたいと思うんですけども。よろしいでしょうか。すみません、ありがとうございます。

■■■■：そうしてもうたらな、■■■■よ。■■■■とえらい違うわな。

■■■■：はい、そうですね。

■■■■：ちょっと名前出して悪いんやけど。

管理者：なるだけスムーズにいくようにしたいなど思っておりますので宜しくお願いします。

要綱がもうできるだけ早く、基金要綱。

局長：一応出来上がってるのは出来上がってるんで、議会と調整等。

管理者：今考えておるのは、ちょっと地元との調整ですけども、来年4月ぐらいまでにまず第一陣の要望っていうところを具体的に固めていただいて、それを来年度内どっかぐらいで執行できる、今既に積み上がってる分もっていう事ですけども、ぐらいでは進めれば実際の工事の建設が始まる前後ぐらいには、地元の方にもこの基金が還元されている姿をお示しできるかな。

局長：ひょっとすると5月の臨時議会で上げさせてもらうかも分かりません、要綱について。

管理者：要綱について、はい。という形でございまして、それについてもとにかく間違いがないようにオープンな形で議論をしていけたらと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いを致します。

：簡単に言うたら地元要望が性質別で3億3千万、7億7千万に色分けをまずせなあかんっていう事。

管理者：そういう事です。

：だからトータル金額はもう11億のまま。

局長：積み立て方も変わらない。

：だから出てくる要望によってその性質、本来は天理市が天理市としてやらなあかん分については3億3千万の中で収めていく。基本的にはオーバーしたとしても。後の組合がやらなあかんのは7億7千万の中で収めていく。僕は天理市の方でやっていただいているの申し訳ないなど思っておるんですが、そこの整理ですよ。

管理者：だからAの方が多分には全然困らないんです。ただそのBが3の中から溢れないようにだけちょっと注意を。

局長：ただ天理市の分も例えば使い切れなかったら又組合に戻してもらって11億として。

管理者：それもあります。

：5億程出てきたらややこしい。

管理者：それはだからちょっと調整をしてもらわないといけないという話になります。何れにし

てもきちんとそれが本来の基金の主旨、目的に合ってるかっていう部分がありますので、要望が出てきた段階でこの運営協議会もそうですし、議会の方も案件をきちんと確認をしたいというような事を仰っておりますので、それで見てもらって予算化していく時には全てそれぞれの一定期間の中で出てきた案件というのは議決をとって、それで執行していくという形を考えておりますのと、あと積算なんですけど、通常、本市が色んな地元事業に公金を出しているのと同程度ぐらいのチェックをしようというふうに思っております。なかなか全部を本市の営繕課が積算までやっていると、ちょっと人手が回らない部分と、あと公共事業の価格を使ってしまつとなかなか地元からすると割高になってやれる案件が少なくなるという声もあると思うんですが、もし不正があった場合に法的処置がちゃんと採れるように、その申請する団体の長とあと見積ってきた所の印鑑をちゃんとした形の申請書を上げてきていただいて、その申請書全体をきちっとこの運協と議会の方に供用をする中で執行していくという事で、地元には説明をしようと思っております。以上でよろしいですか、はい。そしたらそういう形で進めさせていただきますので宜しくお願いを致します。他でございますけども、今日の議事としては以上でございますが、その他に何かこの機会でございますので、皆様からご関心というか、何かご意見ございましたらお伺いしますけども如何でございますでしょうか。今それぞれの積替施設とかの取り組みについても順調に進めていただいているという認識ですけども、

■■■■：あのうちの方で■■■■と■■■■と4月1日に事務所・・・いわゆる積み替えの為の一部事務組合が発足したと。

管理者：ありがとうございます。ですから後はそこの国の方の補助っていう所は、前回陳情に行かせていただいた際に、総務省と環境省の方で大分議論いただいているっていうお話でございましたので、引き続き組合全体としても要望を続けていきたいと思っておりますので宜しくお願いをします。その他でございますでしょうか。よろしいですか。それでは以上で本日の議事は終わりでございますので、事務局の方に返させていただきます。そしたら次は議会の時になりますけれども、非常に重要な議会でございますので宜しくお願いを申し上げて本日は閉じさせていただきたいと思っております。長時間ありがとうございました。

以 上

